

議案第 9 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行清須市長選挙の選挙長が事務処理を行う場所について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行清須市長選挙の選挙長が事務処理を行う場所は下記のとおりとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

記

- 1 選挙会の事務等を行う場所
清須市清洲勤労福祉会館（清須市清洲 2 5 3 7 番地）
- 2 その他の事務を行う場所
清須市役所北館 3 階（清須市須ヶ口 1 2 3 8 番地）

【提案理由】

清須市公職選挙管理規程第 3 条の 2 の「選挙長は、選任された後直ちにその事務を処理する場所を定めてこれを告示しなければならない。」との規定により、選挙長の事務処理を行う場所を定めるものです。